

(議事録)

賃金室長補佐 ただ今から、令和5年度第1回埼玉県革靴製造業最低工賃専門部会を開催いたします。

専門部会の開催に先立って、埼玉労働局労働基準部長 北代昌巳より、ご挨拶を申し上げます。

労働基準部長 労働基準部長の北代でございます。

皆様方には、日頃より労働基準行政の推進に格別のご尽力いただいておりますことに、厚く御礼申し上げます。

現在埼玉県内には、本日ご審議いただく革靴製造業のほか、足袋製造業、縫製業、そして紙加工品製造業、電気機械器具製造業と、全部で5つの最低工賃がございます。

最低工賃については、厚生労働省から3年ごとに示されている「最低工賃新設・改正計画」に基づき、改正等の手続をとっております。

昨年度は「足袋製造業」が約24年ぶり、「縫製業」が約23年ぶりに、それぞれ改正されました。

本日ご審議いただく革靴製造業については、これまで、ほぼ3年ごとに改正が行われておりましたが、前回の改正は平成29年であったところ、その3年後である令和2年は新型コロナウイルスの感染拡大の影響から改正の審議が行えなかったため、今回は6年ぶりの改正となります。

本日の専門部会は、本年4月12日に埼玉労働局長から埼玉地方労働審議会会長に埼玉県革靴製造業最低工賃の改正決定の諮問がなされたことを受けて開催に至ったもので、家内労働者の団体、委託者の団体からご推薦いただいた方を、埼玉地方労働審議会の臨時委員に任命させていただきました。臨時委員の皆様への任命通知は、机に置いてありますので、ご確認の上、お受け取りくださいますよう、よろしく願いいたします。

本日ご審議いただく革靴製造業最低工賃は、6年ぶりの改正ということもあり、この間埼玉県最低賃金の上昇や物価高騰等を考えますと、ご審議に難しい点もあるかと思いますが、真摯な議論を十分尽くしていただきまして、部会の報告の取りまとめにご協力をいただけたらと思っております。

本会の開催にあたって、簡単でございますけれども、本専門部会の冒頭のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

賃金室長補佐 続いて、委員をご紹介いたします。

初めに、公益委員からご紹介いたします。私の向かって左から

金井委員です。野本委員です。鈴木委員です。

次に、家内労働者側代表委員を、奥からご紹介いたします。柿沼委員です。新條委員です。谷口委員です。

続いて、委託者側代表委員をご紹介いたします。廣澤委員です。松橋委員です。松村委員です。

本日の配布資料は、お手元の一覧の通り、資料 1 から 15 までです。不足するものがありましたら、事務局へお声掛けください。

続いて、部会長の選挙及び部会長代理の指名に入ります。

部会長については、地方労働審議会令第7条第4項の規定により、同第6条第4項を準用し、「公益を代表する委員のうちから当該部会に属する委員が選挙する」とされております。予め公益委員の皆様協議いただいたところ、野本委員が部会長に推薦されましたが、家内労働者及び委託者を代表する委員の皆様、ご異論はありますでしょうか。

(異議なし)

賃金室長補佐 ありがとうございます。皆様のご承認をもって、埼玉県革靴製造業最低工賃専門部会の部会長は、野本委員と決定しました。

部会長代理については、地方労働審議会令第7条第4項により、同第6条第6項の規定を準用し、「公益を代表する委員のうちから部会長があらかじめ指名する」とされておりますので、野本部会長に部会長代理のご指名をお願いいたします。

野本部会長 部会長代理は、金井委員をお願いしたいと思います。

賃金室長補佐 部会長代理には、金井委員が指名されました。

ここで、部会長からご挨拶をいただきたいと存じます。野本部会長、お願いいたします。

野本部会長 野本です。大変暑い日になっておりますので、円滑な審議に努めたいと思います。宜しくお願いします。

賃金室長補佐 この先、審議の進行は野本部会長をお願いいたします。

野本部会長 では進行を引き継ぎます。初めに委員の出席状況について、事務局から報告をお願いします。

賃金室長補佐 本日の出席委員は、公益代表委員3名、家内労働者代表委員3名、委託者代表委員3名、合計9名です。

よって、委員の3分の2以上出席という地方労働審議会令第8条

第1項に定める定足数を満たしており、本会が有効に成立しておりますことをご報告いたします。

野本部長 それでは埼玉県革靴製造業最低工賃の改正決定の審議に入ります。本専門部会は「率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれる場合」に該当するため、会議は非公開、議事録を公開とします。ただし、個別協議中の議事録は作成しませんのでよろしくお願ひします。

また、本日の議事録確認者をあらかじめ指名させていただきます。公益代表は私、家内労働者代表委員は柿沼委員、委託者代表委員は廣澤委員にお願いいたします。

柿沼委員 はい。

廣澤委員 はい。

野本部長 では、本日は部会長報告をまとめることを予定していますので、円滑な審議に格段のご協力をお願いします。

初めに配布資料について、事務局から説明をお願いします。

賃金室長 説明いたします。

資料1は、埼玉県革靴製造業最低工賃専門部会委員名簿、

資料2は、最低工賃の改正に関する法令、

資料3は、埼玉地方労働審議会運営規程、

資料4は、本日開催しております、革靴製造業最低工賃専門部会の運営規程、資料5は、「第14次最低工賃新設・改正計画の実施について」という、厚生労働省から出された通知です。

資料6は、埼玉労働局長が埼玉地方労働審議会会長に対して、諮問革靴製造業最低工賃の改正について諮問した諮問文の写しです。このとおり、埼玉県革靴製造業最低工賃の改正については、令和5年4月12日付けをもって、埼玉労働局長から埼玉地方労働審議会会長に対して、諮問しております。

なお、これを受けて、家内労働法第11条に基づいて、関係家内労働者及び関係委託者の意見を聴くため、5月8日から26日までの間、意見募集の公示を行いました。意見はなかったことを報告いたします。

資料7は、平成29年4月30日発効の、現行の埼玉県革靴製造業最低工賃の表で、資料8は、平成5年度以降の推移を表にまとめたものです。

資料9からは、各種統計資料です。

資料9は、工業統計調査と経済センサスによる、埼玉県内における履物製造業の事業所数と従業者数等の推移です。ここでは、革靴製造業最低工賃が前回改正された後の状況を見るために、平成29年以降のものを表示しています。

なお、工業統計調査は、令和2年をもって終了し、その後は経済センサスの実施年を除いて、経済産業省が実施する「経済構造実態調査」に包摂されております。令和3年の数値は、経済センサスの結果で表示しています。

この表で見ますと、令和3年の時点では、平成29年との比較で、事業所数は約48%減少、従業者数は約53%減少しています。

資料10は、埼玉労働局が実施した、埼玉県革靴製造業家内労働実態調査から把握した、委託者数と家内労働者数の推移です。令和4年度の調査結果から見ると、平成4年度との比較で、委託者数は4分の1に減少、家内労働者数は10分の1未満に減少しています。最低工賃の前回改正時に近い平成28年度との比較でも、委託者数、家内労働者数ともに減少していることがわかります。

資料11は、さいたま市の消費者物価指数の推移です。この表も、最低工賃の前回改正以後の状況を見るために、平成28年以降の数値を表示しています。上段の大きな表が埼玉県ホームページに掲載されている表ですが、この表は令和2年を基準としています。下段の表は、最低工賃の前回改正後の推移をわかりやすくするために、平成28年を基準として換算したものです。

下の表で見ると、令和5年は平成28年との比較で、総合で約5%上昇、履物類は6%下降しています。

資料12は、革靴製造業について、類似労働者の賃金水準等の推移です。

最低工賃については、家内労働法第13条において、当該最低工賃に係る一定の地域と同一の地域内において同一または類似の業務に従事する労働者に適用される最低賃金との均衡を考慮して定めなければならないとされていることから、埼玉県最低賃金と、特定最低賃金の推移をまとめました。埼玉労働局では、革靴製造業については特定最低賃金が設定されていませんが、製造業という大きくくりでみると、4つの特定最低賃金を定めていますので、これらの推移をまとめました。

前回革靴の最低工賃が改正された当時、すなわち平成28年に改正された最低賃金と比較すると、現行のものは、すべての労働者に適用される埼玉県最低賃金は16.8%上昇、製造業に係る特定最低賃金は13.49から13.95%上昇しています。

製造業に従事する労働者の所定内給与については、賃金構造基本統計調査の結果を、下の表にまとめています。調査結果は、男女別で集計されており、男女合計の数値は集計されておりません。これを見る

と、平成 28 年から令和 4 年にかけて、男性は 4.85%上昇、女性は月額で 2.98%、時間額で 3.59%上昇しています。

資料 13 は、令和 4 年度に実施した、埼玉県革靴製造業家内労働者実態調査の報告書です。

資料 14 は、革靴の製造に関する用語や製造工程などの資料、資料 15 は、最低工賃改正手続の流れです。

資料は以上でございます。

野本部会長 ありがとうございます。ここまでの説明で委員の皆さんから、質問などはありますか。

(なし)

野本部会長 では続いて、革靴の製造工程について、臨時委員の皆さんは熟知されていると思いますが、事務局から説明をお願いします。

賃金室長 最初にご容赦願いますが、何分にも私ども素人なものですから、恐れ入りますが、不足する点や誤りなど、臨時委員の皆様にも補足していただければと思います。

1 ページ目は、革靴の種類を写真で表示したものです。

次のページは、革靴の製造工程を大まかに分けたものです。まず靴型、これは木材やプラスチック製の立体的な靴型を作り、この靴型から紙型をとっていきます。

そして、材料を選び、革を紙型に沿って裁断します。

裁断された革を縫って、靴の本体部分と言っていいのでしょうか、上の部分を造ります。この工程が製甲です。また、靴の底の部分を作って、甲の部分と底の部分を接合する、これが底付けの工程です。埼玉県革靴製造業最低工賃では、この表の網掛け部分、製甲と底付けの工程について、最低工賃を定めています。

その次のページ以降に、製造工程が写真付きで解説されていますので、これを使って製甲の工程についてももう少し詳しく説明いたします。

1 の「裁断・漉き」についてですが、裁断とは、あらかじめ決められた革から裁断機と抜き型を用い、各パーツを作成することです。アップパーとは靴の甲の部分を言いますが、この主なパーツとしては、つま先革、腰革、舌革などがあります。さらに、それぞれに表側のパーツと裏地に使用するパーツがあります。

そして、裁断したアップパーのパーツをすき加工することから製甲の業務が始まります。すき加工とは、各パーツのエッジ、つまり端の部分を削いで薄くする作業のことです。革漉き機という機械で行ないます。この作業はエッジ部分の裁断面が綺麗に折込できるように、また、縫い合わせ作業をしやすくするために必要不可欠な作業です。

次に、2「縫製」というところをご覧ください。革専用のミシンを使って、パーツを縫い合わせてアッパーができます。縫製の方法には重ね縫いや縫い割りなどいくつかあります。

重ね縫いとは、上下に重ねた2枚の革を縫い合わせる方法で、表に縫い目が出ます。縫い割りは、2枚の革の滑らかな面、これを銀面といいます。銀面を合わせて縫った後、銀面を開いて表側からは縫い糸が見えないようにする方法です。ここまでが製甲の工程です。

次のページの3「吊り込み」をご覧ください。

中底を装着した靴型にアッパーをかぶせて、吊り込みます。まず、アッパーのつま先部分に「先芯」を、かかと部分に「月型芯」を入れます。その後、中底を装着した靴型にアッパーをかぶせて、トーラスターと呼ばれる機械でつり込みます。トーラスターはアッパーを引っ張って靴型に密着させ、くぎを打って仮止めする機械です。靴型の形に安定するまでしばらくなじませます。靴型の形にアッパーが安定したところで、4「くぎ抜き」の写真のように、くぎを抜きます。

5「起毛」をご覧ください。アッパーと本底をしっかりと接着させるために、アッパーの接着剤を塗る部分にバフ掛けを行い、起毛させておきます。アッパーと本底を接着剤で接合する方法はセメンテッド方式と呼ばれます。埼玉県革靴製造業最低工賃が適用される底付け業務は、このセメンテッド方式に限られております。セメンテッド方式以外では、糸で縫い合わせる方法もあり、その代表的なものとしては、資料14の最後のページの一番下の図のような、「グッドイヤー式」や「マッケイ式」などがあります。

次に、6の「糊ぬり」です。アッパーの起毛させた箇所と本底に接着剤を塗り、7の「本底圧着」のとおり圧着します。このとき、接着剤を塗った本底とアッパーの接着部分を温めることで接着剤を柔らかくし、ヒール高・ソール形状やトゥスプリングに合わせた設定で圧力をかけて接着します。その後にヒールを付けます。ここまでが底付けの業務です。

それ以降、靴の作り方などについて、参考文献から抜粋したものなどの資料を付けております。製造工程についての説明は以上でございます。

野本部長 事務局の説明について、家内労働者側、委託者側から補足はありますか。

(なし)

野本部長 それでは、工賃に関する審議に入ります。流れとしては、全体協議から始めて、調整が必要になったら個別協議に移行するという進め方でよろしいでしょうか。

(異議なし)

野本部長 野本部長では、まず家内労働者側から、工賃の改正について意見ををお願いします。谷口委員。

谷口委員 谷口委員 はい。私は、先日改正決定された東京都革靴製造業最低工賃の改正に足並みをそろえることが妥当だと考えています。パンプスが11%、その他が16パーセント、これは最低賃金の改正の傾向とも合致しており、いいと思います。ただ、近年は物価が上がっています。みそ、しょうゆといった食料品ばかりでなく、われわれの作業に必要な糸、針も値段が上がっている。これは、委託者の皆さんもわかっていることだと思います。また、電気代も高騰しています。靴づくりには有機溶剤を使用するので、夏でも冬でも常に換気をしなければならず、冷暖房費用の高騰が堪えています。

また、10月からはインボイス制度が始まります。我々のような小規模なところは免税事業者ですが、実際、消費税を負担しなければ委託者から仕事を発注してもらえなくなるのではないかと懸念しているところではあります。

最後になりますが、東京では、裁断の工程に対する最低工賃の設定が新設されました。埼玉でも同様の内容で工賃設定を認めてもらいたいです。以上です。

柿沼委員 柿沼委員 若干補足させていただきます。先ほど事務局からの説明があった通り、最低工賃については最低賃金とのバランスを取らなければなりません。6年ぶりの改訂ですから、6年間の最低賃金の動向をみていかなければならず、また、家内労働者は作業にかかる消耗品等を自ら負担しているので、直近の物価についても加味する必要があるでしょう。ですから、最低賃金の上昇以上の引き上げが必要だと思っています。

野本部長 野本部長 お二人からお話ありがとうございました。よろしいですか。では続いて、委託者側から、意見ををお願いします。

廣澤委員 廣澤委員 委託者側としましても、物価高騰は現実としてありますので、引き上げについて異論はありません。ただし、コロナの影響もありまして、委託者側においてもダメージを受けている状況ですので、私達側としましては、資料11の令和5年度の4月末までのさいたま市の物価を考えて、5%から6%ぐらいまでの間でお話を進めていきたいと思っています。

松橋委員 松橋委員 今、廣澤委員が話した通りでよいと思います。

松村委員 私の方からは、コロナの影響という部分では、顧みると婦人靴業界が一番影響を受けたと思っています。今はアフターコロナの時代に入ったのだと思いますが、だいたい埼玉県や東京都の浅草が靴製造業の本拠地なのですが、浅草の婦人靴の需要が大変落ち込んでおり、中々戻ってきていないことが現状です。一方でスニーカーは、コロナを機に毎年40%から50%の伸びを未だに続けています。ヒールパンプスの中でもローヒールはまだ回復は早い方です。アイテムによって戻りが悪いという感じなのでしょうけれども、浅草婦人靴メーカーあるいは問屋が使っている物はヒールパンプスですので、コロナの影響を大分受けたことは事実だと思っています。

野本部長 家内労働者側、委託者側の引き上げ率のご主張には開きがあるとお聞きしました。ところで、家内労働者側から申し出のあった、裁断の工程について東京と同様に追加することについては、どうでしょうか。異存はありますか。
(委託者側 異存なし)

野本部長 ではここで個別協議に入りたいと思います。その間、部会は休憩とします。

— 休憩 —

野本部長 それでは部会を再開します。円滑な結論の取りまとめにご協力いただき感謝申し上げます。東京の改正と同じ内容で、概ね、婦人用パンプスの製甲は11%、その他は16%ということで引き上げを行い、まだ、工程の設定についても、東京都同内容で追加するという結論に至ったということでよろしいでしょうか。
(異議なし)

野本部長 それでは採決をいたします。
埼玉県革靴製造業最低工賃を東京の改正と同じ内容で、概ね、婦人用パンプスの製甲は11%、そのほかは16%ということで引き上げを行い、まだ、工程の設定についても、裁断をこちらの金額で追加するという東京の改正結論のとおり改正し、その発効日は、法定どおりとすることについて、賛成する委員は挙手をお願いします。
(全会一致)

野本部長 ありがとうございます。全会一致で議決したものと認めます。

議決内容について、事務局に部会長報告書案の準備をお願いします。
部会長報告案について、事務局から読み上げをお願いします。

賃金室長

(案) 埼玉地方労働審議会会長 荒居 善雄 殿

埼玉県革靴製造業最低工賃専門部会 部会長 野本夏生

埼玉県革靴製造業最低工賃の改正決定について (報告)

本専門部会は、令和5年4月12日付け埼労発基0412第6号をもって付託を受けた標記の最低工賃の改正決定について、慎重に審議を行った結果、別紙のとおり改正すべきであるとの結論に達したので報告する。なお、本件の調査審議にあたった専門部会委員の氏名は次のとおりである。公益代表委員 部会長 野本 夏生、金井 郁、鈴木 奈穂美。家内労働者代表委員 柿沼 聡、新條 謙一、谷口 忠。委託者代表委員 廣澤 健一、松橋 稔侑、松村 康信

別紙については、品目と改正金額を読み上げます。

製甲・紳士靴・811円

製甲・パンプス・685円

製甲・ショートブーツ・1,281円

製甲・サンダル・616円

底付け・紳士靴・689円

底付け・パンプス・裏付き及びヒール付き・764円

底付け・パンプス・裏付き、ヒール付き及びストム付き・883円

底付け・ショートブーツ・1,107円

底付け・サンダル・616円

裁断・紳士靴・140円

裁断・パンプス・120円

裁断・ショートブーツ・160円

裁断・サンダル・130円

以上です。

野本部会長

部会長報告について、事務局が読み上げた案のとおりとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

野本部会長

原案のとおり部会長報告が承認されましたので、案を消していただき、本審議会に提出することといたします。

本専門部会の議決は、埼玉地方労働審議会運営規程第12条により、埼玉地方労働審議会の議決とすることとされていますので、事務局に答申案の準備をお願いします。

答申案について、事務局から読み上げをお願いします。

賃金室長

埼玉労働局長 久知良 俊二殿

埼玉地方労働審議会会長 荒居 善雄

埼玉県革靴製造業最低工賃の改正決定について（報告）

本審議会は、令和5年4月12日付け埼労発基 0412 第6号をもって付託を受けた標記の最低工賃の改正決定について、慎重に審議を行った結果、別紙のとおり改正すべきであるとの結論に達したので報告する。なお、本件の調査審議にあたった専門部会委員の氏名は次のとおりである。公益代表委員 部会長 野本 夏生、金井 郁、鈴木 奈穂美。家内労働者代表委員 柿沼 聡、新條 謙一、谷口 忠。委託者代表委員 廣澤 健一、松橋 稔侑、松村 康信

別紙については、読み上げを省略します。

野本部会長

答申について、事務局が読み上げのとおりとしてよろしいでしょうか。

（異議なし）

野本部会長

では、案を消していただき、答申することといたします。

（答申文手交）

労働基準部長

ただ今、埼玉県革靴製造最低工賃の改正決定の答申を全会一致でいただきありがとうございました。この答申を受けまして事務局では所要の手続き進めてまいります。最低工賃改正額の法定発効に向けて事務処理を進めてまいりますのでよろしくお願います。

本日は限られた短い時間の中でのご審議、感謝しております。大変ありがとうございました。

野本部会長

続いて、議題3のその他ですが、委員の皆様から何かございますか。

（なし）

野本部会長

事務局から何かありますか。

賃金室長

今後の手続き等について説明いたします。

只今、革靴製造業最低工賃の改正にかかる答申をいただきましたので、異議申出の公示を行います。公示期間は、本日から7月13日までといたします。

この公示期間中に異議審申出があった場合は、異議審を開催し、再審議を行います。異議審については、7月14日以降の日程で改めて調整させていただきます。

異議がなかった場合は、答申どおりに改正決定し、その決定を官報に公示いたします。そして、官報公示から30日経過後から効力が発生

します。官報への公示手続は厚生労働本省にて行いますので、改正された工賃の発効日は手続にかかる日数によって前後しますが、最短で8月末に発効する見込みです。

以上です。

野本部会長 本日の議題はすべて終了しました。以上をもって、埼玉県革靴製造業最低工賃専門部会を閉会いたします。

以上